

熊本学園大学機関リポジトリ運用指針

(目的)

1. この指針は、熊本学園大学（以下「本学」という。）において運用する熊本学園大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

2. この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。

(管理・運用)

3. リポジトリシステムの管理・運用は図書情報課で行うものとし、管理責任者は、図書館長をもって充てる。

(登録者)

4. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生
 - (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

5. リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。

- ①学術雑誌論文
 - ②紀要論文
 - ③博士論文
 - ④研究成果報告書
 - ⑤図書
 - ⑥研究関連資料（研究活動を通して得られたデータ等）
 - ⑦その他、図書館長が認めたもの
- (2) 学術的な研究成果であること。
- (3) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
- (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

6. リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、コンテンツを図書情報課へ提出し、登録を依頼するものとする。

(著作権と利用許諾)

7. コンテンツを登録するにあたり、登録者以外の著作権者がある教育・研究成果を登録する場合、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならぬ。
8. 教育・研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(教育・研究成果の保存と公開)

9. 登録者から提供された教育・研究成果について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(教育・研究成果の利用)

10. ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用する場合は、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

11. 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。
- (1) 登録者から削除申請があった場合は、図書館委員会で協議し削除する。
- (2) 図書館委員会で協議した結果、公開が適当でないと判断した場合は、削除を決定する。

(免責事項)

12. 本学は、リポジトリにおける教育・研究成果の登録、公開又は利用によって生じたいかなる損害・不利益について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

13. この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館委員会にて協議するものとする。

(改廃)

14. この指針の改廃は、図書館委員会において行う。

附 則

- 1 この指針は、平成25年4月23日から施行する。
- 2 この改正は、令和7年4月1日から施行する。